

## 第2回 桐生市子ども・子育て会議の開催結果について（報告）

【日 時】 平成 28 年 11 月 16 日（木）午後 2 時から午後 4 時まで

【場 所】 桐生市役所 6 階 605 会議室

【出席者】 別紙「桐生市子ども・子育て会議 委員出欠表」のとおり

### 【議 事】

#### （1）桐生市子ども・子育て支援事業計画の変更について

別添「桐生市子ども・子育て支援事業計画修正（案）」に基づき説明を行う。

#### 《質疑応答》

（資料 1 について）

委 員：平成 27 年度の利用人数の実績が 654 人、平成 28 年度の見込みが 575 人だったことに伴い、平成 29 年度から 31 年度の計画を変更するというのでよろしいか。

事務局：そのとおりである。

委 員：確保方策における、特定教育保育施設の確認を受けているものと受けていないものの違いは何か。

事務局：特定教育保育施設は、平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度に移行して運営している施設である。具体的には、市立の幼稚園が新制度に移行している。認定こども園では、のびのび幼稚園、桐生大学付属が移行している。確認を受けていない幼稚園は、まだ新制度に移行しておらず、前々から続いている私立学校の制度で、県から補助金を受けている私立の幼稚園である。具体的には、市内では、すぎの子幼稚園、白百合幼稚園、樹徳幼稚園である。

委 員：確認を受けていない幼稚園の内 1 園については、平成 29 年度に新制度に移行するのか。

事務局：そのとおりである。確認を受けない幼稚園から 1 園、新制度に移行する。それに加え、新制度で保育園として運営している園が、認定こども園に施設を変えることで、教育部分の確保方策が増えている。

委 員：桐生市内の保育園は、すべて来年から認定こども園になるのか。

事務局：市内の保育園の中には、保育園のままのところもある。平成 29 年度は

6園が、認定こども園に変わる予定である。

委員：平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、市立の幼稚園（7園）はすべて新制度に移行した。市内の保育園もすべて移行した。その内、6園の保育園が平成29年度から認定こども園に移行するということか。

事務局：そのとおりである。

委員：平成29年度は2園、平成30年度、平成31年度にも認定こども園へ移行する園もあるとうことか。

事務局：そのとおりである。

（資料2について）

委員：平成29年度、30年度、31年度と毎年利用店員が「-8」になっているが、利用定員を「-8」にするということか。

事務局：基本的に各施設と地域のバランスを考慮した上で、調整していきたい。1,598人からの減少率というのは、市としてはある程度の人数を確保して、色々な施設から選べるような体制を考えていきたいと考えている。1,598人から、子どもの減少率に合わせて微減で減っていく想定をしている。年度で、各園の状況や地域の子どもの人数で調整していきたい。

委員：具体的にどこかの施設を8園減らすということではないか。

事務局：この段階では、市としてこのくらいの施設を確保したいということで考えている。

（資料3について）

委員：平成28年度のかっこの数字、1,186人の中の、0歳児はどのくらい見込まれているのか。

事務局：平成27年度が284人のため、確保策についても284人ということで考えている。利用人数が一番多くなる3月末時点では、300人近いお子さんが入ってくる。保育園については、利用定員120パーセントまで受け入れ可能のため、利用調整の中で対応したいと考えている。

（資料4について）

委員：子育て支援センターがあつて、平成28年度から子育て世代包括支援センターが増え、2か所になったということによろしいか。

事務局：平成27年度から子育て支援センター内で、利用者支援事業（基本型）を実施しており、平成28年度も継続して実施している。実施か所数としては、1か所のままである。

委員：子育て支援センターの中に、子育て世代包括支援センターがあるのか。

事務局：利用者支援事業には、形態が基本型と、母子保健型の二つある。この両方を集めて、連携をとることによって、子育て世代包括支援センターとしての機能が備えられ、子育て世代包括支援センターとして位置づけられる。

委員：平成 29 年度、30 年度、31 年度は、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの 2 か所で実施するということか。

事務局：利用者支援事業の基本型は、子育て支援センターの中で行っている事業である。子育て世代包括支援センターというのは、利用者支援事業の母子保健型と基本型が一体となる事業である。

委員：場所として何か所ということではないのか。

事務局：ここでいう実施か所は、利用者支援事業をいくつやっているかということである。保健福祉会館の子育て支援センターの中で、基本型を行っているところが一つ、同じ保健福祉会館 1 階の健康づくり課でも、利用者支援事業の母子保健型を実施している。1 つの建物の中で、二つの利用者支援事業が行われている。この 2 か所は、この二つを指している。この二つが連携を図ることにより、子育て世代包括支援センターとしての機能を持ったということになる。

委員：利用者支援事業は、平成 29 年、30 年の実施か所数が 5 か所になっているが、新たにそういった場所が増えるということか。

事務局：当初の計画は、基本型をいくつか市内に作ろうということだったが、後ほど、母子保健型という概念が生まれ、子育て世代包括支援センターという、大きなものを整備していこうという方針に変更された。保健師も色々なところを巡回しているので、連携して一か所でやっっていこうということになった。子育て支援拠点事業として行っている、子育て支援センターが各地区にあるので、その各センターと連携を図っていく体制の在り方についても検討している。

(資料 5 について)

委員：市の保健師もこの事業を行っているということか。

事務局：従前から市の保健師も、各家庭を訪問していた。それと同時に、母子保健推進員も、訪問していた。しかし、市の職員が訪問するということは、この事業でいうところの乳児家庭全戸訪問事業にあたるかというところで、実際に掛かる経費は、保健師の人件費だけなので、この部分には当てはまらないのではないかと思われていたが、国に確認したところ、この事業として位置付けていいことになった。

(資料 6 について)

委員：法律が変わったため、変更するとうことでよろしいか。

事務局：そのとおりである。事業内容を見直したということで提出させていただいた。

委員：要保護児童の支援に処する事業は、具体的に何の事業か。

委員：要保護地域対策協議会で、関係機関と協議し、対策を図っている。各関係機関で心配のあるお子さんを、見守っていこうという協議会である。その強化や、職員の専門的な知識を持たせるための研修会など、様々である。そちらの内容について、母子保健法や児童福祉法が改正され、支援拠点についても、整備を考えるよう、国から言われている。今後母子保健との連携も考えつつ、そちらについても、検討していかなければならないということで、変更させていただきたい。

委員：実現可能な事業から、全部整備するということか。

事務局：そのとおりである。

委員：最初に実現できそうな事業は何か。

事務局：子育て世代包括支援センターが整備中なので、母子保健との連携ができるのではないかと考えている。

(資料 7 について)

委員：量の見込みと、実績に大きな乖離が生じているために、計画の変更を行いたいということによいか。

事務局：そのとおりである。

委員：教育標準認定は、意外と利用者数が少ない評価だったのか。

事務局：そのとおりである。計画よりも 1 号の人数が多かった。

委員：夏休みだったためか。

事務局：長期休業中も入っているが、年間通してのことであると思う。

委員：一時預かりとはどういったものか。

事務局：1 号認定は短い時間各園で過ごす園児であるが、保護者が定時に迎えに来られないときに、迎えに来られるまでの時間をお預かりするというものである。

委員：その利用が多かったということか。

事務局：そのとおりである。その利用が多かった。

委員：平成 29 年度の見込みが多くはないだろうか。

事務局：一万人台に実績を見るとなっていると思うが、一号認定を設置する園が増えるということで、多く見込ませていただいた。

委員：1号認定の保育料と預かり保育の料金は、園によって異なるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：金額は、いくらか。

事務局：園によってバラバラであるが、一時間100～200円くらいである。

委員：ということは、1号認定のほうが2号認定より安いと判断してよいか。

事務局：その人の状況によるが、就労がないと、2号・3号は認定されないので、1号でどうしても必要なときは利用してもらおう。家庭の状況が一番そこを左右する。

(資料8について)

委員：平成29年度に、認定こども園に移行する7園のうち、延長保育事業は1園しかやらないのか。

事務局：実施か所数は、公立保育園が4か所、私立保育園が24箇所、認定こども園が2ヶ所である。この中で、保育認定を受けている子の延長保育についてだが、私立保育園24園の内、6園が認定こども園に移行するので、残り18園である。移行した先でも、短時間と標準時間の差の延長保育は行っていく予定である。そのため、数は変わらず、1+30が31になるというのは、私立保育園のすぎの子幼稚園が新たに認定こども園の新制度に加わるということで、31となっている。

委員：プラス1のか所が、新たに延長保育を始めるということで、一か所か。

事務局：そのとおりである。全体では一か所である。

(資料9について)

委員：当初の見込みより利用実績が少なかったということで、計画変更するというのでよろしいか。

事務局：そのとおりである。

委員：当初の見込みより利用実績が少なかったということで、変更する。

(資料10について)

委員：放課後児童クラブについては、夏休みの利用が多いので、数値を変更する。施設整備を伴うところもあり、小学校の空き教室を借用して、対応できるところと、対応できないところはクラブ数を新築するというのでよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：クラブ室を一つ増築すると、どのくらいの費用がかかるのか。

事務局：平成28年度に新里東小学校の放課後児童クラブ室の増築工事を行った。

今まで2部屋であったものを、3部屋目を増築した。事業費として、設備建築合わせて、約1,800万円掛かった。

委員：平成29年度に新設するという新里中央小学校放課後児童クラブもそのくらいの見込みであるか。

事務局：新里中央小学校放課後児童クラブは、増築工事ではなく、既存のクラブ室の建物とは少し離れた場所に、新たに建設することを想定しているため、周りの造成分も費用が掛かるため、新里東小学校放課後児童クラブよりも費用が掛かる見込みである。

委員：放課後子ども教室を一体的に実施とあるが、連携して実施するというニュアンスでよろしいか。

事務局：放課後児童クラブを所管している部署は子育て支援課、放課後子ども教室を所管している部署は生涯学習課である。一体的に実施するというのは、ある小学校の中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一緒に行うことをイメージしてもらいたい。連携して実施するというのは、放課後子ども教室を、小学校から離れた公民館や集会所などで実施することである。

(資料11について)

委員：放課後子ども教室は、県内のどこかの地域で行われているのか。

事務局：平成27年度の実施状況では、県内他市において、前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市の4市で実施している。前橋市は、42か所で行っている。

委員：その42か所の内訳を教えてください。

事務局：前橋においては、放課後子ども教室にも色々な形式があり、待機型やイベント型などがある中で、待機型である。待機型というのは、高学年の授業が終わるまでの待ち時間に放課後子ども教室の名を付けて実施しているものである。

委員：先ほど、夏休みに子どもが増えるとあったが、毎日放課後子ども教室を実施することで、一時的な指導・収容にならないのか。それと連携する話ではないのか。

事務局：放課後児童クラブは、平日では放課後から19時までの預かりになる。基本的にお子さんが放課後にクラブに行き、宿題をしておやつを食べて、遊んだ後に教室に戻り、親の迎えを待つことになる。長期休暇の場合は、朝7時半から19時までクラブ室にいる児童もいる。長い子では約11時間半近く保育を行うことになる。それに比べ、放課後子ども教室では、1時間から2時間、囲碁教室やサッカー教室などを行うもので

あるため、一日中続けることは、不可能と考えている。毎日やるとしても、1～2 時間程度である。具体的には、放課後児童クラブに通っているお子さんが、朝 10 時頃から 1 時間程度、小学校内の別の教室等で実施している放課後こども教室に行った後に、放課後児童クラブに戻ってくるという流れである。

委員：桐生市の放課後こども教室の運営主体はどこか。

事務局：平成 28 年度から放課後こども教室を設置すると計画には書かれていたが、実際には実施できていない状況である。現在、準備委員会に代わる組織として、公民館の主事部会で検討しているところである。

委員：放課後子ども教室は、有料か、無料か。

事務局：基本的に無料であるが、実費負担については徴収することになると思う。

委員：検討中ということか。

事務局：そのとおりである。

#### 【議 決】

会 長：今までの質疑応答を踏まえ、桐生市子ども・子育て支援計画については、事務局（案）のとおり、変更するという事によろしいか。

各委員：全委員承認する。

会 長：議事 2（その他）といたしまして、何かあるか。

事務局：お手元に配付した資料に「参考」と記載されている資料があると思うが、前回の会議において、平成 27 年度の子ども子育て支援事業計画の進捗管理における報告をさせて頂いたものの資料の訂正になっている。前回、基本目標 2 の、施策計画 4、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク強化事業の推進）を矢印の通り、修正させていただきたい。裏面についても、まったく同じ内容であるが、同じ基本目標を 2 から 9 に修正させていただきたい。次に、広報桐生がお手元にあると思うが、切れ目のない支援ということで、2 から 6 ページまで、子育てに関する特集を掲載させていただいているので、時間のあるときに読んでいただけるとよいと思う。続いて、委員報酬であるが、今回の会議の委員報酬については、12 月 16 日振込みさせていただきたい。振込み通知などは差し上げないので通帳記帳でご確認していただきたい。

事務局：次回の会議日程については、来年の 3 月中旬から下旬に予定しているので、よろしく願いたい。

委員：できれば、会議の前に、次回どんな議題があるのかを示していただけるとありがたい。

事務局：次回からの会議については、できるだけ早い段階で委員の皆さんに会議資料をお届けできるように、対応したい。

委員：頂いた資料は誰かに見せたりしてはいけないのか。

事務局：事前配布の段階においては委員さんのお手持ち資料ということで、留めていただきたい。

事務局：プライバシーに係るものは、規制をかけさせていただくため、事前に配布した資料は公開してもよい。先ほど新里中央小の放課後児童クラブの整備等あったが、計画として提案しているが、具体的な実施に向けては、予算要求をして、議会を通して初めて実施できるため、今は計画ということでご理解いただきたい。

委員：事務局としては、事前に公開してもいいという考えであるか。

事務局：内容によってはそうである。

委員：我々は各団体を代表している。議案の内容によっては団体に意見をすり合わせてから、この場に意見を持って来られることがあるかもしれないので、事前に公開してもいいかということである。いかがだろうか。

委員：そういうこともあるだろうが、会議の前に委員さんが承知していることはよいが、それを公にするのはおかしいのではないかということである。

委員：団体に意見を求めなければならないような案件である。

委員：この場で意見を公開することがこの会議の意義であれば、改めて事前に配布することはないのではないか。

委員：選出された母体から勝手に情報が流れてしまうことを心配している。

委員：委員が事前に勉強することは問題ないと思うが、前もって情報が外部漏れていくのはおかしいと思う。

委員：皆さんが所属する委員会に、この会議においては、会に持ち帰りたいというケースがあった場合は、持ち帰って、次回の会議で、継続審議することによってよろしいか。

委員：その他委員の皆さんからあるか。

委員：特になし

～会議終了～

以上